

吉野川市公用車車体広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、吉野川市公用車車体広告掲載取扱要領第3条に基づき、公用車車体広告掲載に関して、道路交通の安全及び市の景観等に配慮するため、必要な基準について定めるものとする。

(基準)

第2条 広告の内容及びデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 安全性の基準

- ア 過度に鮮やかな模様などにより、事故を誘発するおそれがあるもの
- イ 信号、交通標識と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- エ 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- オ ノード、水着姿を表示するもの
- カ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- キ 絵柄や文字が過密であるもの

(2) 景観上の基準

- ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- ウ 景観と違和感のあるデザインのもの
- エ 性を意識させるようなデザインのもの
- オ 身体の一部を強調するようなデザインのもの
- カ 意味が不明なもの等、不快感を起こさせるもの

(3) その他の基準

- ア 卑猥な内容・デザインのもの
- イ 風俗営業、風俗関連営業に関するもの
- ウ 消費者金融に関するもの
- エ 喫煙を推奨するもの
- オ 世論が大きく分かれている業種、商品
- カ 社会問題を起こしている業種、会社、商品
- キ その他社会風紀を乱すおそれのあるもの